

甲府市国土強靱化地域計画(案)【概要版】

第1章 はじめに

【策定の背景・趣旨】

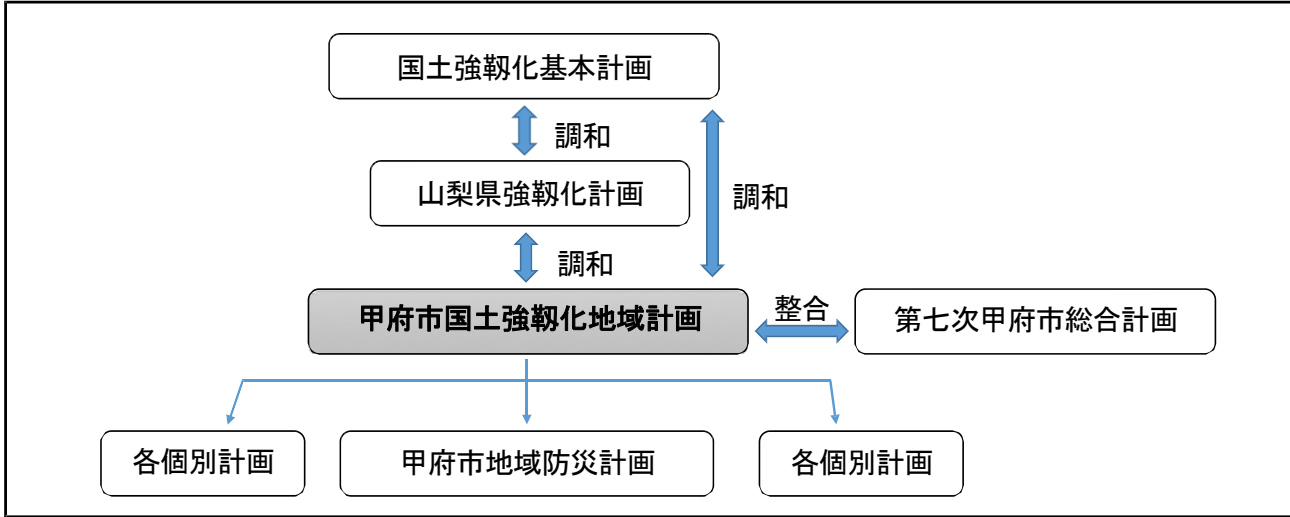
国では、令和5年7月に「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」の見直しを行い、デジタル技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目として、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化された。

山梨県においては、基本計画の改正や近年の激甚化・頻発化する災害の教訓も踏まえ、令和6年3月に「山梨県強靱化計画(以下「県強靱化計画」という。)」の改定がされたところである。

こうした中、本市においては、令和3年3月に「甲府市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定し、地震等の大規模災害などに備え、災害発生時における被害の軽減と市民生活及び都市機能の早期回復が図られるよう、国土強靱化に向けた施策に取り組んできたところであるが、令和7年度をもって5か年の計画期間が終了となることから、これまでの事業や取組の振り返りを踏まえた脆弱性の評価や推進方針の評価結果を基に、施策の更なる充実や拡充を行うとともに、改正された基本計画と県強靱化計画と調和を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能なまちづくりを推進する。

【計画の位置づけ等】

本計画は、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、甲府市地域防災計画をはじめ、強靱化に関する様々な分野の計画の指針とする。なお、本計画の策定にあたっては、基本計画との調和が保たれたものとするとともに、県強靱化計画が、本市を包含する県内全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つことにも留意し、また、「第七次甲府市総合計画」と整合を図る。



【計画期間】

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、5年間とする。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

第2章 本市の特性

本市の「自然的特性」「社会的特性」「防災の取組状況」「気象災害」について整理するとともに、「想定する災害」として、洪水被害、土砂被害、地震被害、富士山火山噴火被害(降灰)を想定した。

第3章 基本的な考え方

【基本目標】

基本計画及び県強靱化計画との調和を保ちつつ、大規模災害等に備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能なまちづくりを実現するため、次の基本目標を設定した。

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

基本目標を基に、6つの事前に備えるべき目標を設定した。

各目標に沿って、大規模災害等を想定する中で、「起きてはならない最悪の事態」を明確にし、最悪の事態に至らないため、事前に取り組むべき施策を平時から持続的に推進する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【取り組むべき方向性】

次に掲げる5つを取組の柱とする。

- ① 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- ③ デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化
- ④ 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
- ⑤ 地域における防災力の一層の強化

【取組方針】

- ① 適切な施策の組み合わせ
- ② 効率的な施策の推進
- ③ 個々の個性に応じた施策の推進
- ④ 国、県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

第4章 脆弱性評価

国が定めた「脆弱性評価の指針」に基づき、本市が直面する恐れのある大規模災害等に対応するために実施している、現行の取組の課題や今後の対応に関する評価を行った。

【脆弱性評価の流れ】

- ① 想定するリスクの設定
- ② 基本目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」の設定
- ③ 「施策分野」の設定
- ④ 脆弱性評価(起きてはならない最悪の事態を回避するために行っている現行の取組の分析・評価)
- ⑤ 推進方針の検討

第5章 本市強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本市における強靱化に向けて、起きてはならない最悪の事態を回避するため、取り組むべき施策の推進方針を次のとおり設定する。

【施策の重点化】

本市における強靱化を限られた資源で、効率的・効果的に進めるため、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために効果が大きい施策や緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を重点化施策として選定する。

【計画の進捗と見直し】

アクションプランにおいて取り組むべき施策の推進方針を定め、本計画の進捗管理及び見直しを適切に行う中で、PDCAサイクルを繰り返し行い、改善を重ねていくこととする。

事業の進捗状況を定量的に把握することができるよう、重要業績指標(KPI)等の具体的な数値指標を可能な限り設定する。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価結果
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	大地震に伴う、建物の安全性を向上させるため、さらなる住宅改修支援事業の実施や普及啓発、公共構造物等の耐震化を推進するとともに、発災時において市民が適切な行動がとれるよう住民参加型の訓練及び研修を推進し、地域防災力の強化を図る必要がある。
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	自主防災組織や消防団の活動を支援する防災資機材の充実及び地域における防災リーダーや防災士の養成等による地域防災力の向上を図るとともに、防火水槽の改修及び消火栓等の設置促進など、火災による被害の最小化に取り組む必要がある。
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	浸水被害を防止・軽減するため、排水施設等の整備及び適正な維持管理、機能保全対策や雨水排水施設の整備を推進し、洪水被害の軽減を図る必要がある。 また、長期的な避難を想定した避難所の見直しや建設業団体等と連携体制づくりを進め、復旧活動等を推進する必要がある。
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生	山林における崩壊地の復旧事業及び山間地域の土砂流出や崩壊を未然に防ぐため、公益的機能を持つ森林の計画的な整備を行うとともに、治山事業による土砂災害対策を推進する必要がある。
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	地域における救助・救急活動等を円滑に行える体制を整備するため、防災リーダーの育成や防災士等の養成支援を行うとともに消防団員の確保と活動の活性化を図る必要がある。
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	DMAT等による人員派遣を迅速に受け入れる体制整備や県、医療施設と連携した災害用医薬品、水等の備蓄の確保手段及び妊産婦や難病支援の支援体制を整備する必要がある。 また、多様な情報入手手段の確保や水道の耐震化など、医療機能を維持するための事業を推進する必要がある。
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	避難者の健康支援体制の整備や要配慮者、女性等に配慮した避難所運営など、心身の健康面、衛生面等を考慮した良質な避難所環境を整備する必要がある。
		2-4	交通網寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	通信網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため緊急輸送道路の整備及び維持管理を実施するとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱	滞留旅客者等の帰宅困難者に対する受入施設を確保するため、観光協会等と連携し協定の締結を推進する必要がある。
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	孤立集落解消に向けた林道や緊急輸送道路等の整備及び建設業団体等との連携体制づくりを推進し、災害復旧活動を円滑に実施する体制を構築するとともに、孤立集落への備蓄を推進する必要がある。
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	感染症や食中毒の予防等、衛生管理体制を整備するほか、感染症まん延防止のため、防疫用消毒剤等の確保体制及び健康支援体制の整備を行う必要がある。
		2-8	富士山火山噴火など、広域避難における避難者受入後に本市において災害が発生し、市民の避難場所の確保が困難	富士山火山噴火などによる広域避難者受入後、本市に災害が発生し、避難所において市民の受け入れが困難となるため、その対策を講ずる必要がある。
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災や交通網、ライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能不全	緊急輸送路となる幹線道路の整備推進や災害時受援計画に基づく人的・物的支援の受け入れ体制を整備するほか、事業継続計画の継続的な検証・見直しを行い、特に防災拠点が被災した場合に備えた対策を講ずる必要がある。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価結果
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経営の悪化	中小企業者等に災害対策の取組に対する支援や災害復旧のための融資等を行う必要がある。
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	各種検査・調査体制を維持し、大気、浄水汚泥、下水道汚泥等に係る空間放射線量・放射能物質の調査及びモニタリングを実施するほか、有害物質の拡散を最小限にとどめられるよう、事業者に対する啓発を実施する必要がある。
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	家庭や事業所等において備蓄の充実を啓発するとともに、市場機能の維持及び市場関連業者等の安全を確保する必要がある。
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う本市の荒廃・多面的機能の低下	被害を最小限にくい止めるためにも、県やJAと連携する中で、被害状況の把握に努めるとともに、技術対策等について生産者に迅速に伝えること、また食料の確保や水源のかん養など多面的機能を維持するため、農地の荒廃化を防止する必要がある。
5	交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	被災者へ適時適切に情報提供を行うため、多様な手段を活用した情報提供手法等の整備を行うとともに、要配慮者等への支援体制の整備を図る必要がある。
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	災害時における燃料確保体制の整備や緊急物資調達に係る取組を推進する必要がある。
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	安全で安定した給水と下水処理を行うため、上下水道施設と管路の耐震化の推進や老朽化対策をする必要がある。
		5-4	幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止による物流・人流への甚大な影響	緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備・推進し、物流・人流への影響を最小限に抑える必要がある。
		5-5	富士山噴火の降灰によるライフライン機能の低下	降灰の処理方法や降灰による交通機能の麻痺及び上下水道の早期復旧に資する対策を講ずる必要がある。
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	災害ボランティアの受入体制の整備を進めるとともに、地域の復興の遅れを衰退させないため、防災リーダー、防災士等の養成により復興に地域格差が生ずることのないよう、地域防災力を強化する必要がある。
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	災害ボランティアの受入体制の整備や災害関連NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、災害対応・復旧復興対策を推進する必要がある。
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の収集、運搬、処理について、様々な状況を想定する中で、その体制について整備を行う必要がある。また、災害廃棄物の収集・運搬体制など災害応援協定に基づき迅速に体制を整える必要がある。
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財の特性に応じて個別に防火対策を講じる必要がある。